

令和4年度青森県新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費補助金  
(職域接種分) 交付要綱

(趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルスワクチン接種の促進を図るため、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱(令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401 第10号・厚生労働省発健0401 第3号・厚生労働省発薬生0401 第28号厚生労働事務次官通知)に基づき、中小企業(中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業をいう。以下同じ。)又は大学等(以下「中小企業等」という。)が行う職域での新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種(以下「職域接種」という。)に要する経費について、令和4年度予算の範囲内において、当該中小企業等に対し青森県新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)及び青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月青森県規則第10号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額等)

第2 補助対象事業、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の基準額は別表のとおりとする。  
2 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と補助金の基準額を比較して少ない額以内の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(申請書等)

第3 補助金の申請書は、第1号様式によるものとする。  
2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。  
(1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業における職域接種の実績報告書(第2号様式)  
(2) 所要額調書(第3号様式)  
(3) 対象経費内訳書(第3号様式別紙1)  
(4) 領収書等一覧(第3号様式別紙2)  
(5) 職域接種共同実施主体一覧表(第4号様式)(別表第1欄(1)に該当する場合のみ)  
(6) 地域貢献の認定を証する書面(別表第1欄(2)に該当する場合のみ)  
(7) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、令和5年3月31日とする。

(補助金の交付の条件)

第4 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施に当たっては、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知）に定める「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」及び「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和4年2月16日付け事務連絡）に基づき行うこと。
- (2) 第3第2項の規定により提出した書類の内容を変更、中止又は廃止する場合は、事業変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (4) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳（第6号様式）その他関係書類を前号に規定する期間整備保管すること。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第7号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の5月末日までに知事に報告しなければならない。  
なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、県から求めがあった場合に速やかに提出できるよう、これらを令和5年4月1日から5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処

分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請の取下げの期日)

第5 補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(補助金の交付の決定及び額の確定の通知)

第6 知事は、第3の規定により補助金の交付の申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の決定及び額の確定又は不交付の決定を行い、当該事業の申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7 補助金の請求は、第6の規定による交付の決定及び額の確定に基づき、第8号様式を知事に提出して行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年8月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助金の基準額
<p>(1) 外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの。  ただし、商工会議所、業界団体等が職域接種の実施のために新たに医療機関を開設した場合であって、外部医療機関から医師等を雇用する費用が商工会議所等に発生し、かつ、職域接種終了後に速やかに医療機関の廃止届けを提出している場合を含む。</p> <p>(2) 外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの。</p>	<p>接種会場の設置、運営に係る実費相当額(賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)</p>	<p>1,500円×接種回数。  ただし、令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)に係る職域接種の開始について」及び令和4年9月20日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの職域追加接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種に限る。</p>

